

【公表】

整理番号	36
契約番号	30農振財契第1240号
件名	苗木の掘取運搬委託(平成31年度)(複数単価契約)区部西部
履行場所	仕様書のとおり
概要	【発注想定本数】 (掘取) 20,000本 (運搬) 30,000本 (剪定・摘葉) 140本
契約期間	平成31年4月1日から平成32年(2020年)3月31日まで
入札方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	①又は②のいずれかの要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者 ①東京都における平成29・30年度建設工事等競争入札参加有資格者で、営業種目2700「造園」に登録している者であること。 ②当財団又は官公庁等において同様の業務について契約実績を有する者
格付	問わない
現場説明会	なし
入札予定日時	平成31年3月22日(金) 午前10時30分 ※時間は変更する場合があります。 ※本件は、複数単価契約(総額競争方式)
入札予定場所	公益財団法人東京都農林水産振興財団立川庁舎 セミナー室(東京都立川市富士見町3-8-1)
希望申出期間	平成31年3月4日(月)から同月8日(金)まで 午前10時から午後4時まで(土日祝、正午から午後1時までを除く。)
希望申出場所	〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1 公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 ※窓口で提出書類を確認させていただきます。
希望申出時の提出書類	(1) 希望票〔様式あり〕(必要事項を記入・押印) (2) 会社概要・実績一覧表〔様式あり〕(必要事項を記入) (3) ○希望申出要件①に該当する場合は、 東京都の「平成29・30年度建設工事等競争入札参加資格審査受付票」の写し 及び「平成29・30年度競争入札参加資格審査結果通知書(工事)」の写し ○希望申出要件②に該当する場合は、 契約実績を証明するものの写し(契約書・請書の写しなど) (1)から(3)までを提出してください。
備考	(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとしします。 (2) 指名業者の選定については、当財団入札参加業者選定基準によるものとしします。 (3) <u>希望票の提出があっても、必ずしも指名されとは限りません。</u> (4) 指名通知は、指名した方のみに対して入札予定日の5日前までに行う予定です。 (5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。 (6) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一入札に参加することができません。 (7) 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行わないこと。 (8) 入札の結果については、公表しますので、予めご了承ください。
入札に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 【担当】 河野 浩 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0505 FAX 042-522-5397 HPアドレス: http://www.tokyo-aff.or.jp/
仕様内容に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 農業振興課 【担当】 松本 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-1357 FAX 042-522-5398 HPアドレス: http://www.tokyo-aff.or.jp/

仕 様 書

1 件名

平成31年度苗木の掘取運搬委託（区部西部）（複数単価契約）

2 履行場所

(1) 苗木の掘取及び受領場所

公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下、「財団」という。）が指定する、次に掲げる東京都内の区市町の農地（数百箇所）

青梅市、瑞穂町、羽村市、あきる野市、八王子市、日野市、町田市、武蔵村山市、東大和市、昭島市、立川市、国立市、清瀬市、東久留米市、西東京市、国分寺市、小平市、三鷹市、世田谷区

(2) 苗木の運搬

掘取場所及び農業協同組合から苗木を受領する場所から次に示す場所への運搬

主たる搬入場所 東京都の区部西部地域

新宿区、渋谷区、中野区、杉並区、練馬区

その他の搬入場所 主たる搬入場所以外の区部

3 履行期限

作業指示毎に示す期日まで、かつ平成32年（2020年）3月31日まで

4 想定数量等

別紙内訳のとおり

5 作業の指示

(1) 作業指示書

作業指示書により随時指示を行う（別添例－1）。

ア 作業指示に関する書類等

作業指示書及び苗木の収受に関する書類（苗木の引取通知、苗木の引渡書、緑化苗木受領書、緑化苗木受領書の控え）は、原則として、財団の立川庁舎（立川市富士見町三丁目8番1号）にて、財団担当者が手渡す（これに合わせて、苗木の配布用の袋（苗木の配布を行う搬入先のみ）を手渡すことがある）。

イ 作業の時期等

作業の時期（日時等）は、指示する時期毎に次のとおりとする。

作業指示の時期 (FAX、メール等での通知時期)	指示する作業の時期
作業実施月の前月の11日まで	翌月の上旬（おおむね 1日から10日）以降の作業を指示
作業実施月の前月の21日まで	翌月の中旬（おおむね11日から20日）以降の作業を指示
作業実施月の前月の末日まで	翌月の下旬（おおむね21日から31日）以降の作業を指示

※ 受託者が了承する場合に限り、「作業指示の時期」を過ぎてから作業指示をすることがある。

作業の時期（日時等）は、各月の旬（上中下旬）又は具体的な日時等で示す。旬で指示した場合の具体的な搬入日時は、受託者と搬入先との調整により決めるものとする（調整の結果、この期間よりも後の日の搬入となることがある）。

搬入先の都合等により、作業指示後に作業指示内容の変更及び作業指示の中止をすることがある。

(2) 苗木の供給

苗木の搬入先での用途は、道路などの公共事業向け、建物などの公共施設向け、市民配布向けなどがある。1搬入場所あたりの本数は、通常は20本（低木のみは50本）から数千本まで様々である。ただし、20本未満の運搬を指示することがある。

(3) 苗木の形状寸法

樹木類の形状寸法は、樹種により樹高又は幹周により寸法を指示するものとするほか、搬入先により枝張りその他品質等を指示することがある。

樹高は、樹木の樹冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高とし、一部の突き出した枝は含まないものとする。

幹周は、樹木の幹の根鉢の上端から1.2m上りの位置の周長とする。この位置で枝が分岐しているときは、その上部の測定値を幹周とし、また、幹が2本以上の樹木の場合においては、各々の幹周の総和の70%をもって幹周とする。

枝張り幅は、樹木の四方面に伸長した枝の幅とする。測定方向により幅に長短がある場合は、最長及び最短の平均値とするが、一部の突出した枝は含まないものとする。

6 掘取運搬作業

(1) 作業概要

苗木の掘取と運搬の組合せの作業を主とする他、苗木の一部が農業協同組合からの受領及び運搬となる作業や、苗木の掘取のみとなる作業がある。一部の作業指示には、剪定作業、摘葉作業を含むことがある。

(2) 作業指示後の関係者との打ち合わせ

ア 作業指示書の受領後、搬入については、搬入先に連絡を取り、搬入日時、場所、樹種、本数等の詳細の調整・確認を行うこと。

イ 作業指示書の受領後、苗木の掘取作業及び苗木の受領については、当該農業協同組合と打ち合わせを行い、圃場の場所、樹種、本数等を確認すること（農業協同組合の連絡先は、契約締結時に財団が受託者に一覧表を示す）。

ウ 日程調整の終了後、速やかに財団に掘取運搬工程書（別添例ー2）を作成し提出すること。

(3) 苗木の掘取

ア 取り扱う樹種及び注意事項は、別紙「取り扱う苗木の樹種及び注意事項」のとおり。

イ 移植後の活着を良好にするため、指定の根鉢径以上の鉢土を十分につけるとともに、根巻を指示している樹種については運搬の際に土が落ちないように根巻を確実にすること。根巻を指示していない樹種については、根鉢が十分につかない株は不可とする。

苗木の枝折を行うこと。

地上部、地下部ともに生育の悪い苗木は掘り取らず、なるべく良い苗木を選んで掘り取ること。

ウ 掘取時には、農業協同組合の担当者又は当該圃場の管理者の立会いのもと、樹種・本数の確認を行うこと。

エ 掘取及び受領の日程は、根の乾燥を防ぐため、搬入直前（1～3日前）を原則とし、掘取後はすみやかに運搬すること。

オ 掘り取った苗木は搬入日まで、乾燥、損傷等に注意して活着不良とならないように十分管理を行うこ

と。必要に応じて灌水等を実施すること。やむを得ず搬入まで日時を要する場合は、仮植えし十分養生を行うこと。

カ 掘取又は受領の前に、当該農業協同組合に、財団が発行する苗木の引取通知（別添例－3）を渡すものとする。また、当該農業協同組合から苗木の引渡書（受領の印が押印されたもの）（別添例－4）を受領し、財団に提出すること。

（4）運搬

ア 運搬に当たっては、苗木を損傷しないよう十分留意すること。

イ 掘取・小運搬にあたり、周辺農作物を損傷しないよう留意すること。

ウ 11の諸法令等の遵守によるほか、圃場及び搬入先については、2 tトラックが入れる場所としていることから、全長4.7 m、全幅1.7 m以下の車両（道路運送車両法施行規則第2条における小型自動車）による運搬を基本とする。

エ 苗木の品質の確保、運搬上の安全の確保のため、積載量や積載方法に注意すること。

（5）搬入

ア 搬入に際しては、搬入先の責任者の立会いのもとに本数を確認し引渡すとともに、財団が発行する緑化苗木受領書（別添例－5）に搬入先の責任者から受領印（又は署名）をもらい、財団に提出すること。また、緑化苗木受領書の控え（別添例－6）を搬入先の責任者に渡すこと。

イ 搬入先にて引取り不可とされた苗木は栽培圃場まで持ち帰り、再度仕様を満たす苗木を掘り取り、運搬し、搬入すること。

ウ 搬入に際しては、交通渋滞などを考慮し、十分なゆとりを確保すること。また、9の「諸法令の遵守」を確認すること。

（6）写真の撮影

掘取、受領及び運搬した苗木の樹形、根巻、剪定、摘葉の状態がわかるよう、掘取時・受領時及び搬入時等に写真を撮影し、作業指示毎に写真帳（別添例－7）に取りまとめ提出すること。

ア 撮影場面、撮影方法、撮影上の注意点は、別紙「苗木の写真撮影要領」のとおり

イ 写真帳の作成

・記入事項

掘取・受領：撮影年月日、農業協同組合・支店名、圃場コード、樹種、本数

搬入：撮影年月日、搬入場所の名称、樹種、本数

このほか、特記する事項等があれば記入する。

・留意事項

対象物の画像加工など、写真の編集は原則として認めないが、やむを得ない場合は、作成前に財団に協議すること。

写真帳の作成に支障が生じないように、撮影者には使用するカメラの特性及び使用方法を十分に熟知させておくこと。

ウ 指示する一部の搬入先についての写真データの迅速な提出

作業指示書にて指示する工事に使用される一部の搬入先については、作業完了届に添付する写真帳とは別に、別紙「苗木の写真撮影要領」の1の(ウ)の搬入時の写真を、搬入当日に電子メールにより財団が指定するメールアドレスに、JPEG(JPG)形式にて送付すること。

（7）海上輸送

ア 伊豆諸島及び小笠原諸島へは海上輸送となるため、東京都内の港（港区芝浦、江東区辰巳等）まで運搬するとともに、海運会社にて海上輸送の手続きを行うものとする。この場合の海上運賃の費用は受託者が立て替えるものとする。

- イ 作業完了後は、支払ったことを示す書類（領収書等）を作業完了届に添付して提出するものとする。
- ウ 検査完了後の費用の請求は、作業指示毎の請求に当該の海上運賃の立替分を併せて財団に請求するものとする。

(8) その他

- ア 作業により発生した枝、葉、根は、作業終了後速やかに処分すること。
- イ その他、掘取作業に関する疑義や運搬作業中の事故については、遅滞なく財団担当者に連絡し、対応につき指示を受けること。
- ウ 台風の接近・通過など自然災害が想定される際には、搬入先の納品希望を確認するものとする。原則として、工程を調整することにより指示どおり搬入するものとする。しかし、やむを得ない理由により、指定の日時に搬入できなくなる恐れがある場合は、協議を行うものとし、作業の日程変更及び中止とすることがある。
- エ 委託業務において、搬入先及び農業協同組合等との問題の発生、事務の遅延等が発生した場合には、速やかにその経緯及び内容、解決策等を財団に報告するものとする。また、解決後には、経緯、解決した内容等を財団に報告するものとする。なお、その問題が解決するまでは、受託者に非がない場合を除き原則として新たな作業指示を行わない。

7 安全管理

委託業務に関し、安全対策に十分配慮し実施すること。また、受託者が第三者に損害等を与えた場合は財団に報告するとともに、受託者の責任において弁償等を行うこと。

8 提出物

提出書類は、原則として日本工業規格A4縦型又はA4横型とする。

(1) 作業日程等の調整後

- ア 掘取運搬工程書（計画）：搬入先及び農業協同組合との調整後、速やかに提出すること（FAX等による送信でも可）。

(2) 搬入作業終了後

- ア 写真データ（作業指示書にて指示する一部の搬入先）：搬入先への搬入後、速やかにメールにて送付すること。
- イ 写真帳：搬入先への搬入後、速やかに写真帳に取りまとめの上、提出すること。

(3) 作業完了時

- ア 掘取運搬工程書（実施後）
- イ 作業完了届
- ウ 苗木の引渡書（農業協同組合の代表者の受領印が押印されたもの）
- エ 苗木受領書（搬入先の責任者の押印又は署名のあるもの）

9 諸法令等の遵守

(1) 法令の遵守

受注者は、当該業務に関する諸法令を遵守し、諸法令の適用及び運用については、受注者の責任において行わなければならない。

なお、参考に本委託に関連する主な法令を次に示す。

道路法

道路交通法

道路運送法

道路運送車両法

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法

建設業法

公共工事の品質確保の促進に関する法律

労働基準法

労働安全衛生法

労働保険の保険料の徴収等に関する法律

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律

(2) 過積載の防止及び安全の確保

東京都土木工事標準仕様書 (1.3.9 過積載の防止) に準じて、過積載とならないよう、かつ、荷崩れしないよう運搬すること。また、安全かつ円滑な運搬及び搬入作業についての疑義をもたれることから、合板等を利用した積み込みを行わないこと。

(3) 環境により良い自動車利用について

本契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、次の事項を遵守すること。

ア 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 (平成 12 年東京都条例第 215 号) 第 37 条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。

イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法 (平成 4 年法律第 70 号) の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証 (車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

10 本契約の終了について、

本契約において、推定総金額 (税込) を超えて発注 (作業指示) することはできない。また、発注金額が推定総金額 (税込) に達した場合又は達する可能性が見込まれる場合は、契約期間の満了前であっても当該契約を終了することがある。更に発注金額が推定総金額 (税込) に達しない場合であっても契約期間の満了をもってこの契約は終了するものとする。なお、いずれの場合においても、受託者は契約の終了に関して異議を主張できないものとする。

11 消費税及び地方消費税の税率変更に伴う取り扱い

消費税 (地方消費税を含む。以下同じ。) 率について、平成 28 年 4 月に消費税法 (昭和 63 年法律第 108 号) の一部が改正され、平成 31 年 10 月 1 日から 10 パーセントに引き上げられる予定であることについては、税率が予定通り引き上げが行われた場合には、平成 31 年 10 月 1 日以降に履行完了する作業指示について、引き上げ後の税率を適用するものとする。

12 入札等について

入札 (又は見積書の提出) にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等抵触する行為を行ってはならない

13 その他

(1) 作業の実施に当たり、搬入先又は農業協同組合との調整にあたり問題等が生じた場合、もしくは事故等が生じた場合は、速やかに財団に連絡するものとする。

- (2) 個人情報の取扱いについては、別添「個人情報に関する特記事項」の定めによる。
- (3) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、委託者と協議すること。
- (4) 本委託業務に必要な器具等、本委託業務に係る費用は、全て契約金額に含むものとする。

14 担当及び連絡先

公益財団法人東京都農林水産振興財団農業振興課

〒190-0013 東京都立川市富士見町三丁目8番1号

電話：042-528-1357 FAX：042-522-5398

取り扱う苗木の樹種及び注意事項

樹種名	枝折	根巻
低木		
サツキ	○	×
ツツジ(おおむら、ひらど、くるめ)	○	×
シャクナゲ	○	○
アベリア	○	△▲
アベリア(エドワードゴーチヤ)	○	△
ドウダンツツジ	○	○
ユキヤナギ	○	△
コデマリ	○	△
レンギョウ	○	△
ヤマブキ	○	△
キンシバイ	○	△
シモツケ	○	△
ガクアジサイ	○	○
ブルーベリー	○	△▲
中木		
ベニバナトキワマンサク	○	△
セイヨウカナメモチ	○	△
イヌツゲ(きんめつげ)	○	○
キンモクセイ	○	○
ヒイラギモクセイ	○	○
ニオイヒバ(スマラグ)	○	○
ニオイヒバ(ヨーロッパゴールド)	○	○
レイランドヒノキ(ゴールドライダー)	○	○
ギンモクセイ(スイートオリーブ)	○	○
フイリサカキ	○	○
オウゴンモチノキ	○	○
カラタネオガタマ(ポートワイン)	○	○
セイヨウヒイラギ(サニーフォスター)	○	○
オリーブ(チプレッシノ)	○	▲
リンゴ(アルプス乙女)	○	○
ハナカイドウ	○	○
ライラック	○	○
ハクチョウゲ	○	○
高木		
ソヨゴ(ハラシマ)	○	○
ヤマモミジ	○	○
イロハモミジ(司シルエット)	○	○
ナツツバキ	○	○
ハナミズキ	○	○
ヤマボウシ	○	○
常緑ヤマボウシ	○	○
マテバシイ	○	○
シラカシ	○	○
ケヤキ	○	○
ケヤキ(ムサシノ)	○	○
サクラ(染井吉野、山桜、天の川、河津)	○	○

- (1) 掘取の際、根の剪定が過度にならないこと。
- (2) 掘取の際、根を日光や風にさらさず、すぐに鉢づけ、根巻を行うこと。
- (3) 根切りをチェーンソーで行う場合は、チェーンオイルが付着した部分の土及び根は除去もしくは切り返しておくこと。
- (4) 掘取の際のスコップは、4方向以上から水平方向に対し直角にいれ、苗木が傷まないよう十分な根鉢の大きさを確保すること。

【根元の幹の直径、幹回りと根鉢の大きさ (cm)】

幹回り	根鉢径
9.5以下	20
12.6	26
15.7	32
18.9	38
22.0	44
25.2	51

※根鉢の深さは、根鉢の径と同じ程度とすること。

- (5) 根巻は、わら等を使用し（腐らないものは不可）、縄3回掛けとし、根元における幹回りの2倍以上（但し、最低でも20cm以上）の鉢付けを行うこと。・・・・・・・・・・・・・・・・
- (6) 運搬時に、鉢が崩れないように十分根巻を行うこと（鉢の底にも、わら又は紙材等を付けること）。
- (7) 剪定は、掘取運搬時の傷みの軽減や搬入先の希望に合わせた樹高にするため、移動時期や樹種により徒長枝や過繁茂を調整するもので、指示により剪定を実施すること。
- (8) 摘葉は、主に落葉樹を落葉前に移動する場合に実施し、移動時期や樹種により、掘取運搬時の傷みを軽減するため実施する作業で、指示により葉を摘むこと。・・・・・・・・・・・・・・・・
- (9) 地中ポット（不織布ポット等）の場合は、原則として上根や貫通根の除去のみの処理とする。鉢を除去し、根巻処理を行う場合は指示する。

- ：要
- ×：不要（根巻を指示することがある）
- △：不要（地中不織布ポット）
- ▲：不要（地上ポット）

苗木の写真撮影要領

(1) 撮影場面・方法

(ア) 掘取：樹種・圃場コード毎に撮影する

- ・掘取作業前の圃場
 - ・掘取作業中の圃場
 - ・掘取作業後の圃場
 - ・掘り取った苗木の全景
本数が多い場合は、全てが入るよう複数毎に分けて撮影する
 - ・掘り取った苗木の近影
根鉢の状況、大きさがわかるように撮影する。
寸法が判別できるように根鉢を含む縦横に測定尺を添え、被写体の真正面から撮影する。
- ※一つの作業指示において、複数の搬入場所の分を一度に掘り取る場合は、写真を別途撮影する必要はない。

(イ) 受領：樹種・圃場コード毎に撮影する

- ・農協から受領した苗木の全景
本数が多い場合は、全てが入るよう複数毎に分けて撮影する
 - ・農協から受領した苗木の近影
根鉢の状況、大きさがわかるように撮影する。
寸法が判別できるように根鉢を含む縦横に測定尺を添え、被写体の真正面から撮影する。
- ※一つの作業指示において、複数の搬入場所の分を一度に受領する場合は、写真を別途撮影する必要はない。

(ウ) 搬入：搬入場所毎、樹種毎に撮影する

- ・樹種毎に、引き渡す全ての苗木の全景
本数が多い場合は、全てが入るよう複数毎に分けて撮影する
 - ・樹種毎の苗木の近影
根鉢の状況、大きさがわかるように撮影する。
寸法が判別できるように根鉢を含む縦横に測定尺を添え、被写体の真正面から撮影する。
- ※海上輸送となる場合は、海運会社へ引き渡した時点の写真(樹種毎の全景及び苗木の近影)全景は、コンテナ内に収容された状態または、海運会社に引き渡した時点の写真

(2) 撮影上の注意点

- ・引渡し先がやむを得ず車両上となる場合でも、樹種毎の苗木の全景及び、樹種毎の苗木の近影を撮影すること。
- ・焦点、明暗等に注意して撮影する。
- ・ハレーションを防止するため、反射光を受けないように撮影する。
- ・暗い部分の撮影は、ストロボを使用するなどにより、明瞭に撮影する。
- ・デジタルカメラの場合は、撮影後に鮮明に撮影されているかどうかを画面で確認し、不鮮明な場合は撮影し直すこと。
- ・デジタルカメラによる写真における有効画素数については、過剰に大きくすると、ファイル容量が大きくなり、操作性が低くなることがあるので、目的物（苗木（根鉢を含む））及び黒板（白板等を含む）の文字等が確認できる範囲で適切な設定を行う。
- ・対象物の画像加工など、写真の編集は原則として認めないため、撮影者は使用するカメラの特性及び使用方法を十分に熟知しておくこと。
- ・写真の内容を明確にするために、作業指示名、受注者、撮影年月日、撮影場所（掘取・受領の場合は農業協同組合名（略称可）及び圃場コード）、樹種、本数等を記入した黒板（白板等を含む）を入れて撮影する。

(別添例-1)

農振財苗第号
****年**月**日

***** 殿

公益財団法人東京都農林水産振興財団

理事長 ** **

苗木の掘取運搬作業指示書 (****)

下記の作業を指示します。

記

- 1 委託件名 年度苗木の掘取運搬委託(****) (複数単価契約)
- 2 契約年月日 年 月 日
- 3 作業指示番号 *****
- 4 作業指示年月日 年 月 日
- 5 苗木の搬入場所等 別紙「供給先内訳表」のとおり
- 6 苗木の掘取・受領場所 別紙「掘取場所内訳表」のとおり
- 7 作業指示履行期限 年 月 日

※ 本様式の構成等は、適宜変更することがある

施065 30T3(業者名)		1	2	3	
樹種	供給日	10月上旬	10月5日	10月8日	合計
	都の局名又は区市町村名 供給先(苗木の使用場所等)	産業労働局 農業振興事務所	産業労働局 (公財)東京都農林水産振興財団 立川庁舎	立川市 立川市役所	
	搬入場所の住所等	立川市 錦町3-12-11	立川市 富士見町3-8-1	立川市 泉町1156-9	
	申込担当者所属・氏名 電話番号 FAX番号	振興課都市農業担当 ○○ 042-548-4867 042-548-4871	農業振興課 ○○ 042-528-1357 042-522-5398	産業文化スポーツ部産業観光課 ○○ 042-528-4317 042-527-8074	
	用途	公共施設	公共施設	公共施設	
常緑低木	サツキ	100			100
	ツツジ(おおむら)	50			50
	ツツジ(ひらど)				
	ツツジ(くるめ)	20	50		70
常緑中木	ツツジ(くるめ トコナツ)				
	シクナゲ				
	シンチョウゲ				
	アヘリア				
常緑高木	アヘリア エトワートコーチャ	20			20
	トウタンツツジ				
	ユキヤナギ				
	コデマリ				
常緑落葉低木	レンギョウ				
	ヤマフキ				
	キンシハイ				
	シモツケ				
常緑中木	カクアジサイ				
	ブルーベリー	20			20
	ベニバナトキワマンサク			50	50
	セイヨウカナメモチ				
常緑中木	イヌツゲ(きんめつげ)				
	キンモクセイ				
	ヒイラギモクセイ				
	ニオイヒバ(スマラク)				
常緑中木	ニオイヒバ(ヨーロッパゴールト)				
	レイランドヒノキ(ゴールトライタ)	10			10
	キンモクセイ(スイートオリーブ)				
	フリサカキ				
常緑中木	オウゴンモチノキ				
	カラタネオガタマ(ポートワイン)				
	サニフオスター				
	オリーブ(チプレッシノ)			20	20
常緑中木	リンゴ(アルプス乙女)				
	ハナカイトウ				
	ライラック				
	マテバシイ				
常緑高木	シラカシ	10			10
	ソヨゴ(ハラシマ)		500		500
	常緑ヤマボウシ(月光)				
	ヤマモミジ				
常緑高木	イロハモミジ(司シルエツト)				
	チツハキ				
	ハナミズキ				
	ヤマボウシ				
常緑高木	ケヤキ				
	ケヤキ(ムサシノ)				
	サクラ(山桜)				
	サクラ(染井吉野)				
常緑高木	サクラ(天の川)				
	20			20
		15		15
	合計	230	550	70	885
備考					

- I類● 220
- II類▲ 620
- III類◆ 10
- IV類○ 20
- V類□ 15

※ 本様式の構成等は、適宜変更することがある

掘取場所内訳表

農協名	樹種	年生	規格 (cm)		数量	ほ場コード	掘取場所	備考
			高さ	幹周り				
	合計				0			

※ 本様式の構成は、適宜変更することがある

掘取運搬経費積算表

掘取場所 (農協名)	供給場所 (区市町村)	樹種	規格 (cm)		掘取 本数	掘取経費 (A)		供給 本数	運搬経費 (B)			合計 (A)+(B)=(C)
			高さ	幹周り		単価	金額		距離	単価	金額	
小計												
運搬基本費												
消費税額(8%)												
合計												

※ 本様式の構成は、適宜変更することがある

掘取運搬工程表

苗木の掘取運搬委託 () について

会社名
電話

圃場 コード	掘取(受取)農協・支店 掘取ほ場(地番住所)	樹種名	搬入月日 供給先・本数	月																			
				日																			
		(本)																				
		()																				
		()																				
		()																				
		()																				
		()																				
		()																				
		()																				
		()																				
		()																				
		()																				
		()																				
		()																				
		()																				
		()																				

(注) (1) この用紙を使用する。 (2) 社印は不要。 (3) 財団へ1部提出。 (4) 書ききれない場合は次頁に記入し、切ってつなげない。

※ 本様式の構成等は、適宜変更することがある

農協名 (担当者名)		確認印 (担当者印)	
---------------	--	---------------	--

【記入例】

指示番号(施○○○)等を記入す

掘取運搬工程表

苗木の掘取運搬委託 () について

1日行う場合は、双方を塗りつぶす
午前のみは左側、午後のみは右側を塗りつぶす

会社名 ○○○○株式会社
電話 ××-×××-×××

圃場コード	掘取(受取)農協・支店 掘取ほ場(地番住所)	樹種名	搬入月日 供給先・本数	11月													
				4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日
25	***農協 **市○○○-○-○	さつき	□□公園 (200本)	掘取		搬入											
1026	" **市△△-△-△	つつじ (ひらど)	○○公園 (60本)		掘取	搬入											
	" "	"	△△ランド (100本)					掘取	搬入								
1522	" **市××町×-×-×	はなみずき	△△ランド (20本)					受領	搬入								
			()														
			()														
			()														
			()														
			()														
			()														
			()														
			()														
			()														

農協・支店ごとに作成する
掘取・受領、搬入の月日の工程を定める
(掘取・受領の日は、搬入の1~3日前を原則とする)

(注) (1) この用紙を使用する。(2) 社印は不要。(3) 財団へ1部提出。(4) 書ききれない場合は次頁に記入し、切ってつなげない。

※ 本様式の構成等は、適宜変更することがある

農協名 (担当者名)	***農業協同組合 ○ ○ ○ ○ ○	確認印 (担当者印)	○
---------------	------------------------	---------------	---

苗木の引取りについて(通知)

このことについて、下記委託苗木を引き取りたいので、契約書第16条第1項により通知します。

年 月 日

(農協名)農業協同組合代表理事組合長 殿

(公財)東京都農林水産振興財団

理 事 長 _____ 印

樹種名	年生	数量	圃場 コード	掘取ほ場	掘取日	備 考
摘要						

※ 本様式の構成等は、適宜変更することがある

委託苗木引渡書

下記のとおり引き渡しをします。

年 月 日

(公財)東京都農林水産振興財団
理事長 殿

(農協名) 農業協同組合代表理事組合長 印

樹種名	年生	本数	圃場 コード	圃場地番 (住所)	掘取日	備 考
摘要						

※ 掘取日の欄は、最終の掘取月日を記入すること。

※ 本様式の構成等は、適宜変更することがある

(公財)東京都農林水産振興財団
理事長殿

受取責任者
所属氏名

印(サイン可)

＊ ＊年度 緑化苗木受領書

下記のとおり緑化苗木を受領しました。

年 月 日

樹種	本数	指示番号() 備考

(注) 苗木の掘取運搬契約の受託者は、(控)を受領責任者に渡してください。

※ 本様式の構成等は、適宜変更することが

(公財)東京都農林水産振興財団
理事長殿

受取責任者
所属氏名

印(サイン可)

****年度 緑化苗木受領書**

下記のとおり緑化苗木を受領しました。

年 月 日

指示番号()

樹種	本数	備考

※ 本様式の構成等は、適宜変更することがある

写真帳

委託件名 年度苗木の掘取運搬委託（****）（複数単価契約）

契約年月日 年 月 日

作業指示番号 ○○○○○○

作業指示年月日 年 月 日

苗木の搬入場所

作業指示履行期限 年 月 日

受託業者名 *****

掘取の写真（樹種毎に撮影）
掘取の作業前、作業中、作業後の圃場写真
苗木の全景、近影の写真
（受領の場合は苗木の全景及び近影のみ）

掘取(受領)
年月日
農協・支店名
圃場コード
樹種
本数
（必要に応じて特記事項）

搬入の写真（樹種毎に撮影）
苗木の全景、近影の写真

搬入
年月日
搬入場所の名称
樹種
本数
（必要に応じて特記事項）

平成31年度 想定数量及び金額内訳

* * * * *

作業・樹種区分		根巻	掘取単価(円) (消費税別)	想定数量(本数)		金額(円) (消費税別)
					想定数量 内訳	
掘 取	I 類	H 30~49	無	20,000	13,083	
		30~49	有		32	
		50~79	無		90	
		50~79	有		6	
	II 類	H30~49	無		180	
		30~49	有		14	
		50~79	無		2,290	
		50~79	有		1,376	
		80~99	無		920	
		80~99	有		876	
		100~149	無		12	
		100~149	有		264	
		150~199	無		460	
		150~199	有		230	
		200~249	無		14	
		200~249	有		86	
	III 類	C 3~5	無		0	
		3~5	有		3	
		6~8	無		0	
		6~8	有		12	
9~11		無	0			
9~11		有	20			
12~14		無	0			
12~14		有	16			
15~17		無	0			
15~17		有	12			
18~19	無	0				
18~19	有	4				
合計				20,000		※1

樹種区分一覧	
I類	常緑低木 ・さつき、つつじ(おおむら、ひらど、くるめ、くるめ(トコナツ))
II類	常緑低木 (I類を除く) 落葉低木 常緑中木 落葉中木 常緑高木 ・ソゴ(ハラシマ)、常緑ヤマボウシ(月光) 落葉高木 ・ハナミズキ、ヤマモミジ、イロハモミジ(司シルエツ)、ナツツバキ、ヤマボウシ
III類	常緑高木 ・シラカシ ・マテバシイ 落葉高木 ・ケヤキ(ムサシノ含む) ・サクラ(ソメイヨシノ、山桜、天の川)
※1 詳細は、仕様書別紙の樹種表を参照のこと。	

作業・樹種区分		運搬単価(円)(消費税別) 2t積載トラック、単位(km)							想定数量(本数)		金額(円) (消費税別)	
		10km	20	30	40	50	60	70	80	想定数量 内訳		
運 搬	I 類	H 30~49								30,000	17,072	
		50~79									144	
	II 類	H30~49									291	
		50~79									6,749	
		80~99									3,944	
		100~149									414	
		150~199									1,035	
		200~249									150	
	III 類	C 3~5									9	
		6~8									36	
		9~11									60	
		12~14									48	
		15~17									36	
		18~19									12	
合計										30,000		※2

(金額)=(運搬単価(40km))×(想定数量(本数))として計算する。

作業内容・規格		作業単価(円) (消費税別)	想定数量(本数)		金額(円) (消費税別)
				想定数量 内訳	
剪 定	低 木	H ~ 149	140	30	
		150~199		25	
	中 木	200~249		20	
		250~299		10	
摘 葉	中 木	150~199	30		
		200~249	15		
	高 木	250~299	10		
合計			140		※3

掘取金額合計(円) ※1	
運搬金額合計(円) ※2	
剪定・摘葉金額合計(円) ※3	
運搬基本費(円)	530,000
海上輸送費(円)	
予定推定総金額(税抜)(円)	

運搬基本費:21,200円×25回 を想定する
海上輸送費(見込額):100,000円×0回

注) 掘取単価・運搬単価・作業単価は、整数にて「青色網掛けのセル」の箇所を全て入力すること(距離別単価、網掛け部等が自動で計算される)。規格毎の想定数量は想定の本数であり、実際の数量(本数)は作業指示毎に示す。運搬基本費は、1回当たり21,200円を計上する(実施する回数作業指示毎となる)。